

特定不妊治療費助成事業の所得制限緩和により申請件数はどの程度増加したか

医療法人三慧会 IVF なんばクリニック

○坂尾 基子、稲垣 春美、片岡 恭子、杉本 朱実、中岡 義晴、森本 義晴

【目的】不妊治療を求める夫婦は年々増加傾向にある。健康保険が適用となる治療は一部の不妊治療のみであり、生殖補助医療に関しては保険適用外となっている。その為患者は自費負担での治療を余儀なくされている。体外受精及び顕微授精の治療において治療費を一部負担する特定不妊治療費助成事業が平成 16 年度に開始となった。平成 17 年度からは全都道府県、指定都市及び中核市で実施されるまでになり、平成 19 年度からは所得制限が 650 万円から 730 万円に緩和されている。そこで平成 19 年度の所得制限の緩和に伴い前年度との申請件数にどれくらいの変化があるか調査した。

【方法】当院の特定不妊治療費助成事業申請対象となる体外受精件数より特定不妊治療費助成事業の申請件数の割合を算出し平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの平成 18 年度と平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの平成 19 年度で比較した。

【結果】平成 18 年度の特定不妊治療費助成事業申請対象となる体外受精件数は 1,623 件、特定不妊治療費助成事業申請件数は 462 件で 29%を占め、平成 19 年度の特定不妊治療費助成事業申請対象となる体外受精件数は 1,758 件、特定不妊治療費助成事業申請件数は 801 件で 46%を占めた。前年度より 17%申請件数の割合が増加した。

【考察】所得制限が 650 万円から 730 万円に緩和されたことにより助成対象者が増加し申請件数も増加したと考えられる。現在日本の生殖補助医療の健康保険が適用されない中、特定不妊治療費助成事業の所得制限の緩和はより多くの患者の経済的負担軽減に繋がると思われる。当院では不妊患者の経済的負担軽減を目指すため、NPO 法人 Fine が実施する署名活動を定期的に行ない目標達成できるよう今後も積極的に活動するとともに、患者の治療費の経済的負担が不妊治療に及ぼす影響について今後調査をしていきたいと考えている。